遺言では実現できない新たな相続対策シリーズ⑬

事例紹介：認知症の配偶者に財産を遺したい
相 談 者：長男 62 歳（父 84 歳・母 81 歳（認知症）・長女 60 歳）
状　　況：母が重度の認知症のため施設に入所しており、実家で一人暮らしをしている高齢の父が心配な長男からの相談でした。母の施設の費用や日常生活費の支払いは全て父が行っており、実家の名義や財産は全て父の状況です。最近父が出先で転び、骨折をしてしまい入院をしまったのを機に、体調が悪くなってきました。
父が高齢なことから父にも認知症が発症したら、今後の母の介護のことや父のことについてどうなってしまうのか心配です。

「何もしなかった場合」

父の年齢と現在の状態を鑑みると、数年後に認知症等、意思判断能力が失われる状態になってしまう可能性があり、その場合には母の生活費の支払いや、父の財産管理、実家の管理等ができなくなります。

母の今後の介護や相続税対策を鑑みると、父の他界後は母にその財産を相続してもらう必要がありますが、亡くなった父の遺産分割協議は判断能力が母にないのでできません。

「成年後見制度を使った場合」

父にはそれなりの資産があるので親族にはなれず、父母それぞれに司法書士、弁護士等の専門家が成年後見人がつく可能性があります。成年後見制度を活用し、財産管理は成年後見人が行うと、相続税対策がとれなくなります。

母に成年後見人を付けた場合、父の相続が発生すると遺産分割手続きをするのに家庭裁判所の煩雑な手続きが必要となり、柔軟な遺産分割協議をすることができなくなります。

では、「民事信託を使った場合」はどのようになるのでしょうか？次回に続きます。

やまびこグループ
司法書士/行政書士/相続資産コンサルタント
進藤　裕介

葬儀の現場から ～通夜式後のマイクセット～

担当させて頂いたある通夜式後の話です。通夜式が滞りなく終わり、お寺様が退席された後に簡単に皆さんでお食事を済ませ、久しぶりに会う親族同士の近況の事や想い出話などのお話に華を咲かせるという通夜式後の光景でした。いまや家族間でも中々全員が顔を合わす機会が少ないという事を耳にする中にあって、こういった光景を拝見する度に葬儀式というのは単純に故人様とのお別れだけでなく故人様を通じて縁のある方達が集い、そして絆を深める機会を与えてくれる場でもあるのではないかと感じさせられます。普段であれば、「また明日も来るよ」と喪主様などへ声をかけて順次散会していく所ではありますが、その日は「マイクセットとか用意出来る？」と言われ、たまたま準備していた持運び式のマイクセットをお部屋の中へ準備させて頂きました。準備したものの「マイクセットを何に使うのだろう？え？まさかカラオケ？いやいや流石にそれはないか…。」と頭の中は？？マークでいっぱいです。

その内、控室の扉も締め切られて部屋の灯りも一部消灯してしまいました。本来であれば通夜式後の食事がひと段落ついたら翌日の葬儀当日の流れを再確認したりしますが、それも出来ない状況に部屋の外から様子を窺うしかない私はしばし部屋の前をウロウロ…。そうしていると、マイクを通した声が部屋の外に漏れ聞こえてきたではありませんか。耳を澄ませると、1人ずつ何かを話している様子でした。話し終えるたびに拍手まで聞こえてきたので、何をしているのだろうかと気になってしまいました。

しばらく経って部屋から皆さんが出てこられ、喪主様にお話しを聞くと、故人様の傍へ1人ずつ座り、故人様との想い出のエピソードや感謝の言葉をきちんと耳に届く様にお声掛けしていたそうです。故人様のお子様は勿論、その配偶者であるお婿さんやお嫁さん、お孫さんに至るまで1人ずつ。そのエピソードや感謝の言葉に周りにいる皆さんも、共に思い出して笑い、共に泣き、時には当時は気づかなかった想いを知る事が出来たり、故人様の言葉に救われた事があったと知り、普段中々言えない夫婦間での感謝の言葉を言い合う事が出来たり…。そういったお話を1人がし終わったらその都度皆で拍手を送っていたそうです。その事をお聞きして、きっと故人様も耳を傾けながら家族間の様子を見守り安心されているのではないかと思いました。

普段はそういった話をする機会も中々ない、面とむかって伝えるのは照れくさい、言葉にしなくても伝わっていると思い込んだりする事があると思いますが、故人様を通じてその機会が出来た事も葬儀という儀式の意味の1つではないのでしょうか。それを私自身教わったような出来事でした。昨今は特に繋がりにくい世の中の状況もありますが、だからこそ人と人との繋がりの大事さを気づきやすい時でもあると思います。その事を胸にこれからも「ご縁」を繋ぐお手伝いが出来る様、日々精進していきたいと思います。

戸田直記

あとがき

業績拡大につきスタッフを増やす為、事務所の増床・改装工事が始まりました。スタッフ一同事務所の大掃除にてんてこ舞いです。机周りを整頓していると、懐かしいものが見つかったり探し物が見つかったり…。その度に思い出話に花が咲き、手も止まってしまい中々作業が進みません…。何故日々整理整頓をしなかったのかと過去の自分を責めても仕方がなく、一つ一つ片付けている今日この頃です。年末はあっという間に近づいてきます。皆さんも今から少しずつでも年末に向けて大掃除をされてみてはいかがでしょうか。

出口秀美

お問い合わせ
資料請求
お急ぎの方は
電話にて
対応いたします。
フリーダイヤル
0120-44-5880
365日24時間対応しております。
【通話無料】携帯電話でもつながります。
ドリーマーご自宅出張
無料事前相談実施中 !!

ドリーマーのご葬儀費用

◆ドリーマーではご葬儀前に必ず全てのお見積もりをお客様に提示しています。
◆ご予算に合わない場合は、予算に合わせて内容の変更が可能です。
◆後で想定外の費用が発生する事はございません。

ドリーマー葬祭　3つの安心

事前相談受付中！

葬儀の事って
意外に知らないし分からない。
だからこそ事前にご相談を！

事前に安心
事前相談＆無料見積

葬儀の流れや準備など
気になる事を葬祭ディレクターが
丁寧にご説明いたします。
事前の見積も無料作成いたします。
葬祭会館の見学は
ご予約いただければご案内いたします。

見積り作成で今なら…
5000円分の施行割引券
プレゼント！！

新規会員募集中！

月々2000円（完納20万円）
積み立てて、ご家族様は誰でも
使えてとってもお得★

お得で安心の
会員システム

一般葬はもちろん家族葬、
各種法事や成人式・
結婚式にもご利用いただけます。

充実の30万円コース、
50万円コースもございます

葬儀保険募集中！
無配当 1年定期保険（保険金建）

会員システムに含まれない費用や
お寺さんの費用、仏壇や墓石など
他にかかる費用へ保険を活用

さらに安心の葬儀保険

満89歳まで申し込み可能 ※1
死亡保険金額は30万円～300万円
10万円ごとに細かく設定できるので
必要な死亡保障をお手頃な保険料で
ご準備いただけます。使い道も自由！

満60歳の女性の場合月々約662円※2

死亡保険金額100万円のケース
※一例ですのでお客様の年齢や死亡保険金額により変動

＊1 告知書の記入が必要です。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。最長満99歳まで更新できます。
＊2 上記は、年払保険料(7,940円)を月換算した金額で、月払保険料ではありません。
(小数点以下切り上げ)保険料は毎年連増します。
詳しくは資料をご請求のうえ、[ご提案内容(契約概要)][特に重要なお知らせ(注意喚起情報)]をご契約のしおり・約款)等を必ずご一読ください。
【取扱代理店】株式会社ドリーマー
【引受保険会社】株式会社メモリード・ライフ(登録番号)関東財務局(少額短期保険)第18号
(保険業者番号)M.AC2007-27